

## 自営業等で確定申告書を収入書類として提出する方へ

自営業（農業・漁業従事者の方も含まれます）の方で、収入証明のために確定申告書を添付する方へのご案内です。

扶養認定上の「収入」とは、「所得税法上の所得」とは異なります。

そのため確定申告では所得が130万円（180万円）に満たない方であっても、健康保険の扶養には該当しないことがありますので、予めご承知おきください。

### ～なぜ扶養認定上の「収入」と「所得税法上の所得」が異なるのか～

健康保険の被扶養者認定をするにあたって、経費として算入できるのは「事業を維持するために必要最小限の経費」のみとされております。

そのため当健康保険組合では、公平な判断を行うために「必要最小限度の経費」について定め、それによって扶養の可否を判断しております。

確定申告で税務上経費と認められたとしても、当健康保険組合で経費としてそのまま認めるわけではございませんので、資料提示等のご協力・ご理解をお願いします。

以下は収入から控除できる必要経費の主な一例をご紹介します。

**その他の経費は業種・経費の内容などを勘案した上で決定します。**

### 収支内訳書（一般所得用）

科目	経費判定	備考
租税公課	×	
水道光熱費	△	事業所と自宅の所在地が同一の場合は、家計消費分と事業消費分の按分根拠書類が添付された場合に経費として認めます。なお按分根拠があっても、事業の内容によっては経費と認めないこともあります。
旅費交通費	△	事業内容から旅費交通費が直接経費かを判断できない場合、根拠資料の提示を求めます。根拠資料は「行先住所・会社名・交通費・用件」を一覧にしてください。なお通勤に伴う費用は直接経費として認めません。
通信費	△	事業内容から通信費が直接経費かを判断できない場合、根拠資料の提示を求めます。事業所と自宅の所在地が同一で、固定電話・インターネットを経費として計上している場合は、家計消費分と事業消費分の按分根拠書類が添付された場合に経費として認めます。携帯電話は私用と業務用が別であることが確認できる場合に、業務用を経費と認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	事業所と自宅の所在地が同一の場合は、家計消費分と事業消費分の按分根拠書類が添付された場合に経費として認めます。なお按分根拠があっても、事業の内容によっては経費と認めないこともあります。
消耗品費	×	
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
仕入原価	○	
給料賃金	×	
地代家賃	△	事業所と自宅の所在地が同一の場合は、家計消費分と事業消費分の按分根拠書類が添付された場合に経費として認めます。
雑費	×	

業種業態によって当判断基準の適否は変更されますので、不明な点がございましたら健康保険組合宛にお問い合わせください。

